

人格権侵害認める勝利判決

三井マリ子さん雇い止め 大阪高裁

雇い止めは人格権侵害と一審判決をくつがえす原告
逆転勝訴の控訴審判決が2010年3月30日大阪高裁
であった。大阪府豊中市の「とよなか男女共同参画推
進センターすてつぷ」の初代非常勤館長だった三井マ
リ子さんが不当な雇い止めをされたとして、豊中市と
運営にあたる「とよなか男女共同参画推進財団」を相
手に千二百万円の損害賠償を求め04年12月大阪地裁に
提訴。07年全面棄却判決をうけ控訴していた。

大阪高裁の塩月秀平裁判長は一部勢力による攻撃、
圧力に屈した市と財団に150万円の支払いを命じた。判
決文の大半は、なぜ人格権侵害か詳細に指摘している。
女性活動家として著名な三井マリ子さんは、男女平
等をめざす著作も多く、男中心の政治に女性参入をよ
びかけ、女性の割合を増加させるノルウエーのクオー

世界のフェミニズム講座、英語でエンパワーメント、
北欧の風をあなたに（ノルウエーの女性起業家、外交
官を招き行事）、スカンジナビア政府観光局と共催セミ
ナー、ノルウエー初の女性党首講演会、学校や企業と
タイアップして教材づくり、女性議員との懇談会や市
民との協力、各国女性運動のポスター展、上映会。新
鮮な企画に注目を集め女性たちに好評を博した。しば
しばメディアにもとりあげられた。

「すてつぷ」のめざましいこうした動向は、伝統的
男女の役割に固執する人たちにとって、危険で不都合、
不愉快、黙視できないゆゆしき問題となるのだろうか。
02年7月ごろから多様な妨害、いやがらせが「すてつ
ぷ」内外に押し寄せるようになった。

屈辱的な中傷、妨害。国に従い各自治体も条例制定
を迫られている中で、豊中市男女共同参画推進条例案
をめぐる北川悟司市議会議員が市議会で攻撃的質問
を繰り返して、議決が厳しい状況にあった。北川議員と
その配下である増木重夫あるいは大町裕次議員らのバ
ックラッシュ勢力が中傷、脅迫、虚構の流布などの違

タ制に学ぼうと著作を発表、自ら東京都議に立ち二期
政治に精力をそそいだ。その後大学の教員を続けてい
たとき、豊中市の「すてつぷ」オープンをひかえ00年
5月初代非常勤館長の公募を知り応募。60人の中から
採用が決まり9月1日館長に就任。11月17日「すてつ
ぷ」が開館した。雇用契約は当初7ヵ月、01年4月か
ら雇用期間1年更新、労働時間は週3日22時間30分と
する労働条件のもと採用辞令が出た。「最低4年はが
んばってほしい」と言われ、その翌年の02年も次の03
年も3月雇用期間満了時に、次年度も非常勤館長とし
て雇用する必要性が認められそれぞれ更新された。

着任してから「すてつぷ」の活性化へ三井さんは大
車輪のごとく働いた。地球的視野に立った意欲的企画
を次々くり広げた。出前講座、ジェンダー問題講座、
法、不当な攻撃を繰り返す。「すてつぷ」の貸室申し込
みトラブルを連続させる。北川議員が市議会で「すて
つぷ」や学校図書館の蔵書からジェンダーフリーの本
の廃棄を迫る（このジェンダーフリーの用語をフリー
セックスを奨励し性差をすべてなくして、家族を崩壊
させ、社会を混乱に陥れるおそれのある思想と曲解し
て用いる）。三井さんは結婚しているか、子どもがいる
か、自衛隊への女性進出の是非は？と講演に無関係
の唐突のいやがらせ質問をあげさせる。面会を強要する。
条例反対の署名協力やビラ配布、「すてつぷ」職員に対
するいやがらせ電話をかけ、窓口に押しかけたり。市
役所前や駅前での街宣活動をしてチラシをまいたり演
説をする。

館長と事務局長はこれらの事実を「すてつぷ」の目
的や事業内容に反対する攻撃と考え「豊中市とすてつ
ぷへのバックラッシュ（ある勢力の攻撃）の件」とい
う文書にまとめ、財団理事らにバックラッシュ送信した。
このバックラッシュ送信を北川議員が知り、市幹部を怒鳴
りつけた。そして三井さんと事務局長が北川議員に夜

遅く市庁舎内に呼び出され糾弾される。「すてつぷは三
井カラーに染まっている」「三井さんを館長にしている
市の責任を問題にしている」と大声で言い、机をたた
くなど追及。文書記載の謝罪を強く要求された。

三井さんが男女平等オンブドをつとめる福井県武
生市に北川議員らが訪ね「あれはやめさせなければい
かん」と武生市議会議長に語り、武生市はその後再任
を拒否した。「やめさせなければいかん」の北川議員の
発言は三井さん排除に、ひぼう、中傷の流布、妨害、
いやがらせ、悪質なビラまきとあの手この手を使って
突き進む。

非常勤館長を常勤館長に組織変更し極秘裏に次期館
長を内定。三井さんは自分を排除するための組織変更
と常勤館長案を、雇い止め直前の04年1月になって知
り、常勤館長に応募することを決意する。内定者と三
井さんの2人に2月選考試験を実施。三井さんを不採
用にする。市と財団は採用する意図がないのに、公正
さをよそおい三井さんをあざむく茶番劇だった。
前後して北川議員は、反発していた男女共同参画推

ものの、(略)三井さんを次期館長職には就かせないと
の明確な意図をもつてのものであったとしか評価せざ
るを得ないことにも鑑みると、これらの動きにおける
者たちの行為は、現館長の地位にある三井さんの人格
を侮辱したというべきであって、三井さんの人格的利
益を侵害するものとして、不法行為を構成するものと
いうべきである。(略)三井さんが体制変更を進めるう
えで排除されたものと考えたことは当然である」と、
判決文で断定している。

控訴審判決は人格権侵害を明確に認めた半面、雇い
止めの違法性や採用拒否の違法性はしりぞけられ認め
られなかった。また、三井さんが受けた精神的苦痛や
経済的損失の大きさに比べ、慰謝料などあまりにも少
額である。不満が残る判決とはいえ、三井さんが被つ
た屈辱的な妨害、いやがらせに対して「人格権の侵害」
と判断された判決は画期的で「よかつた！」といえる。

三井さんは大阪の女性弁護士に相談、提訴を決めた。
同時に女性たちが三井さん一人の問題ではないとして

進条例案の議決に一転して賛成に回り議決に至った。
そして、すてつぷの組織変更を急がせ、最終的に三井
さんを排除した。すなわち条例容認と三井さん排除は
セットで、北川議員ら一部勢力と市、財団による裏工
作だった疑いが強いと認定している。

意図的な雇い止め 塩月裁判長は「特定の職に就くも
のとして応募採用され、就任後は専門的知見や経験、
知名度そして内外の人脈を生かして幅広く質の高い初
代の館長職をこなしてきた三井さんとして、すてつぷ
の組織のあり方、次期館長候補者（自己を含む）につ
いて情報を得て、協議に積極的に加わり自らの意見を
伝えることは、現館長職にある立場にあつてみれば当
然にあるべき職務内容として与えられるべきであるか
取るべき態様ないし行動であつて、これをないがしろ
にし、さらに三井さんの意向を曲解して行動する市と
財団ら担当者の動きがあつた場合には、三井さんの人
格権を侵害するものといわなければならない。本件雇
い止め及び本件不採用について、雇用契約における債
務不履行又は不法行為があつたということとはできない

「館長雇止め・バックラッシュ裁判を支援する会（略
称「ファイトバックの会」）を立ち上げた。会報「ファ
イトバック！」を発行。HPもつくり、情報が手にと
るように届けられる。ちなみに会報は13号（10年4月）
が逆転勝訴を報じている。高裁では25人の弁護士が代
理人をつとめた。ユーモアあり心豊かになる弁護士さ
んたち、中心的活動になった女性活動家たち、全国
各地から参集した女性たち、三井さんの人望でもあり、
市と財団、バックラッシュ勢力への怒りでもあり、ひ
とごとでなく、女性の労働権、女性へのバックラッシュの
問題だから、みんなが一つになつて勝利に導いたと確
信する。市、財団は上告した。

三井マリ子さんご本人から、提訴に至ったいきさつ
を05年発行の本誌「おんなの叛逆」53号に寄稿いただ
きました。17ページにわたり、どんなにかつらかつた
であろう数々の妨害と闘い、仕事を続け、この痛みを
力に提訴された果敢な決意と行動が伝わってきます。
本誌がつけた主見出しと小見出しは

使い捨てられてたまるか！
女性の力になろうと初代館長に
解雇の画策じわりと
「男女平等」へさまざまな妨害
ジェンダーフリーねじまげる
でつちあげ中傷流して

追及、脅しもまじえて
裁判は21世紀の奴隷解放運動
このほかにもバックラッシュ年表などの記事を8ペ
ージ掲載。5年も前の記事を改めて一読して三井さん
「よくがんばったね」と、感無量。本誌53号を希望の
方はご一報ください。